

仕様書

1 件名

広島市立学校インターネット接続回線提供サービス

2 契約期間等

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日
- (2) 履行期間 回線整備の日から令和 5 年 3 月 31 日
令和 5 年 4 月 1 日以降は利用状況等に従って地方自治法第 234 条の 3 に基づく
長期継続契約へと移行する予定である。
- (3) 準備期間 令和 4 年 12 月 28 日（提供開始期限）
- (4) 提供場所 別紙のとおり
- (5) 予定数量 契約回線数：230、月数等：6 ヶ月と 19 日（開通月見込日数分を含む）

3 概要

広島市立学校の体育館等で教職員等や児童生徒が利用するタブレット端末をインターネット接続するための環境を提供する。

4 仕様等

(1) 利用環境・提供条件等

- ア 広島市立学校の体育館等で利用するためのインターネット接続環境として提供すること。
- イ 有線（LAN ケーブル又は USB ケーブル）及び無線（Wi-Fi）でのインターネット接続が可能であり、回線引き込みや電源以外の配線等が不要な方式（LTE など）であること。
- ウ 本契約で提供された通信機器等は 1 年以内であれば回線契約内で故障時（自然故障のみ、水濡れ等を除く）の交換が可能であること。2 年目以降はセンドバックによる有償修理（郵送費用は受託者が負担）対応が可能であること。
- エ 無線 LAN 接続は、MAC アドレスフィルタリング設定が必要に応じて可能であること。
- オ インターネット接続に係る通信容量の制限がないこと。
- カ 管理者（教育企画課）から各学校の利用通信量の状況がシステム又は月額利用状況の報告書等で確認できること。
- キ 令和 5 年度以降は、毎年 4 月 1 日から年間を通じて継続的に利用する。地方自治法第 234 条の 3 を適用し、長期継続契約として、新たな安価な通信回線サービスの登場またはネットワーク構成の見直しをする場合を除き、令和 9 年 12 月 31 日までの間は各年度の本市予算の範囲内で契約を継続する予定である。本市予算が削減・減額された場合には、契約を解除・変更するなどの可能性があることに留意すること。
- ク 令和 9 年 12 月 31 日までの間に本回線契約を解除する場合は、解除しようとする 1 ヶ月前までに申し出るものとする。
- ケ 本回線サービスの提供開始期限は令和 4 年 12 月 28 日までとする。すべての設置場所で利用可能とすること。回線整備は可能な限り早期に行うこと。
- コ 回線整備開通月は日数按分により請求できるものとする。

(2) 詳細条件等

- ア 別紙のとおり広島市内のすべての学校で利用できること。
- イ 次の内容により利用可能であること。
 - ① インターネット接続に無線 LAN 及び有線 LAN の同時利用が可能であること。
 - ② インターネット接続の理論上の下りの最大通信速度が 10Mbps 以上であること。
 - ③ 無線 LAN の端末同時接続が最大で 10～50 台程度可能であること。
 - ④ 無線 LAN 接続情報は指定した SSID 及び接続用パスワードを設定すること。なお、故障発生時の無線 LAN 接続情報の設定は、広島市教育委員会総務部教育企画課で行う。修理後の返送先は教育企画課宛とすること。

- ⑤ 設置当初に登録した場所から一定程度離れた場所で本契約機器を利用した通信を行った場合は、管理者（教育企画課）に電子メール等で通知が可能であること。
- ⑥ 利用環境条件を周知するため、本市から提供するシールを機器に貼付けること。

5 運用保守業務

(1) 保守等

- ア 契約期間中において、各通信回線への接続が最適な状態で稼働し続けるために必要な保守を提供すること。
- イ 本サービス提供に係る問合せ対応は、平日午前 10 時から午後 5 時までの間は受付可能とすること。
- ウ 機器の故障やネットワーク障害を検知又は本市係員より報告を受けた場合は、速やかに原因究明、調査、復旧及び確認作業を行うこと。
- エ 障害復旧までの作業において一連の報告・情報提供等を実施すること。
- オ 本調達契約で整備しようとする回線サービスが利用不能又は不安定な場合は、本市の求めに応じて可能な限り改善対策を行うこと。

(2) 運用管理

- ア 紛失・故障等の際の緊急連絡先を発注者に通知すること。
- イ 通信回線及び通信機器の各設定内容については、本市の要請に応じて設定内容を無償で開示すること。

6 その他事項

- (1) サービス提供に必要な詳細な情報は契約締結後に受託者へ提供する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又はサービス提供の履行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議し、解決を図るものとする。
- (3) 契約書の作成は省略し、本仕様書の条件の他は申込書によるものとする。
- (4) 支払いは受託者の所定の納付書により、毎月、支払いを行う。